

## 令和4年度第10回南区協議会次第

日時：令和5年2月22日（水）午後1時30分から  
会場：南区役所 3階 大会議室

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 協議事項

ア 浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）のパブリック・コメントの実施について

【幼児教育・保育課】

イ 令和5年度南区地域力向上事業（助成事業）の提案について

【区振興課】

#### (2) 報告事項

「区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について」に対する答申への対応について

【区再編推進事業本部（区振興課）】

### 3 その他

・ 次回の開催予定

第11回：令和5年3月20日（月）

（午後1時30分から 南区役所3階大会議室にて）

### 4 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項      ■協議事項      □報告事項		
件 名	浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）のパブリック・コメントの実施について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○ 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、保育所の施設整備等により定員拡大を図り、令和3年、令和4年の4月時点の保育所等利用待機児童数はゼロとなった。</li> <li>市立幼稚園・保育園の園児数は減少しており、特に市立幼稚園の園児数は、平成27年から令和4年までの7年間で半数以下に減少している。</li> <li>市立幼稚園・保育園の施設は老朽化しており、築後40年以上経過している施設は、全体の約6割を占めている。</li> <li>このようなことから、市立幼稚園、保育園の規模の適正化は、喫緊の課題となっている。</li> </ul> <p>○ 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年5月に、庁内関係課長、市立・私立幼稚園長・保育園長の代表、学識経験者及び自治会・保護者の代表などで構成する「浜松市立幼稚園・保育園適正化等検討会」を設置し、方針の内容などについて協議、検討を進めてきた。</li> </ul>		
対象の区協議会	全ての区の協議会		
内 容	<p>方針（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、御意見を伺うもの。</p> <p>○ 方針策定（市立幼稚園・保育園の適正化等）の目的 子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現すること。</p> <p>○ 基本理念 質の高い幼児教育・保育を、官民が連携し、地域の実情に合わせ、持続的に提供する。</p> <p>○ 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 提供体制の確保（集団での学びの充実など）</li> <li>2 運営の充実（市立園の役割を意識した運営など）</li> <li>3 施設の整備（計画的な施設整備など）</li> </ol>		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見募集期間：令和5年2月15日（水） ～令和5年3月16日（木）</li> <li>市の考え方公表：令和5年5月以降</li> <li>方針 施 行：令和5年5月以降</li> </ul>		
担当課	幼児教育・保育課	担当者	渡邊 仁      電話      457-2117

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

# 浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針(案)

## に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。  
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



### 1. 「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針(案)」とは

社会動態や保育需要の変化に対応し、地域性等にも配慮した、持続可能で質の高い幼児教育・保育を実現していくため、今後の市立幼稚園・保育園の方向性(考え方)を示す方針を策定するものです。

### 2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和5年2月15日(水)～令和5年3月16日(木)

### 3. 案の公表先

幼児教育・保育課、浜松市立幼稚園、浜松市立保育園、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布  
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載  
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

### 4. 意見の提出方法

意見書には、**住所\***、**氏名または団体名\***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	幼児教育・保育課(市役所本館2階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 幼児教育・保育課あて
③電子メール	<a href="mailto:youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp">youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a>
④FAX	053-457-2039(幼児教育・保育課)

### 5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和5年5月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

### 6. 問い合わせ先

こども家庭部幼児教育・保育課(TEL 053-457-2117)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）

- 1 方針策定の目的・基本理念
- 2 就学前施設の現状
- 3 課題
- 4 基本方針
- 5 地域（中学校区）ごとの適正化等の進め方 ～標準モデル～
- 6 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方
- 7 方針運用にあたっての配慮事項等
- 8 スケジュール

●参考資料

【参考】浜松市立幼稚園・保育園 位置図

浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）用語解説

●意見提出様式（参考）

## パブリック・コメント実施案件の概要

<b>案件名</b>	浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）
<b>趣旨・目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立幼稚園・保育園の適正化等の目的は、子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現することです。少子化や人口減少が進行するとともに、幼児教育・保育に対する市民のニーズが多様化する中、社会動態や保育需要の変化に対応し、地域性等にも配慮した、持続可能で質の高い幼児教育・保育を実現していくため、今後の市立幼稚園・保育園の方向性（考え方）を示す方針を策定するものです。</li> </ul>
<b>策定（見直し）に至った背景・経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、保育所の施設整備等により定員拡大を図り、令和3年、令和4年の4月時点の保育所等利用待機児童数はゼロとなりました。</li> <li>・市立幼稚園・保育園の園児数は減少しており、特に市立幼稚園の園児数は、平成27年から令和4年までの7年間で半数以下に減少しています。</li> <li>・市立幼稚園・保育園の施設は老朽化しており、築後40年以上経過している施設は、全体の約6割を占めています。</li> <li>・以上のことなどから、市立幼稚園、保育園の規模適正化と運営見直しは、喫緊の課題であり、令和4年5月、庁内関係課長や有識者などで構成する「浜松市立幼稚園・保育園適正化等検討会」を設置し、方針の内容などについて協議、検討を行ってきました。</li> </ul>
<b>立案した際の実施機関の考え方や論点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能で質の高い幼児教育・保育を実現していくための方策を、「提供体制の確保」「運営の充実」「施設の整備」の三つの視点で検討しました。</li> </ul>
<b>案のポイント（見直し事項など）</b>	<p>○<u>基本理念</u></p> <p>質の高い幼児教育・保育を、官民が連携し、地域の実情に合わせ、持続的に提供する。</p> <p>○<u>基本方針</u></p> <p>1 提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「集団での学び」の充実を図るための規模適正化</li> <li>・地域の市立幼稚園・保育園の拠点となる園（拠点園）の設定</li> <li>・市民ニーズや地域の実情などを踏まえた「認定こども園」の設置の検討</li> </ul> <p>2 運営の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立幼稚園・保育園に期待される役割を意識した運営</li> <li>・社会環境の変化に対応した運営の推進</li> <li>・地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園の設定</li> </ul>

<b>案のポイント (見直し事項など)</b>	<p>3 施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な施設修繕</li> <li>・統廃合などに合わせた効率的・効果的な整備方法の検討</li> <li>・環境等に配慮した整備の推進</li> </ul>								
<b>関係法令・ 上位計画など</b>	<p>○<u>関係法令</u> 学校教育法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、浜松市立幼稚園条例、浜松市立保育所条例</p> <p>○<u>上位計画</u> 第3次浜松市教育総合計画、浜松市子ども・若者支援プラン、浜松市公共施設等総合管理計画</p>								
<b>計画・条例等の 策定スケジュール (予定)</b>	<table border="0"> <tr> <td>案の公表、意見募集</td> <td>令和5年2月15日(水)</td> </tr> <tr> <td>意見募集の終了</td> <td>令和5年3月16日(木)</td> </tr> <tr> <td>市の考え方の公表</td> <td>令和5年5月以降</td> </tr> <tr> <td>実施時期又は施行時期</td> <td>令和5年5月以降</td> </tr> </table>	案の公表、意見募集	令和5年2月15日(水)	意見募集の終了	令和5年3月16日(木)	市の考え方の公表	令和5年5月以降	実施時期又は施行時期	令和5年5月以降
案の公表、意見募集	令和5年2月15日(水)								
意見募集の終了	令和5年3月16日(木)								
市の考え方の公表	令和5年5月以降								
実施時期又は施行時期	令和5年5月以降								

# 浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）

## 1 方針策定の目的・基本理念

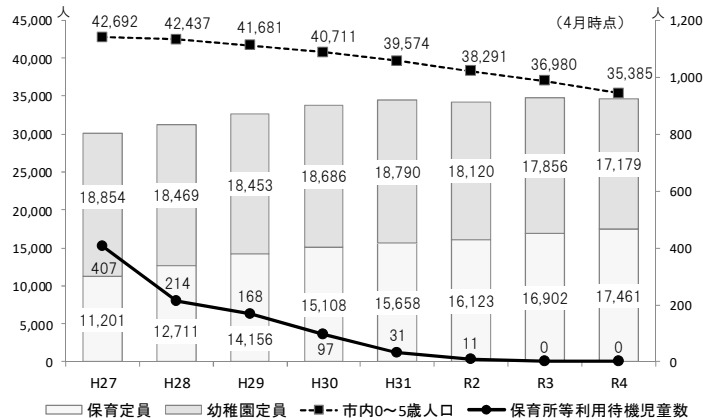
市立幼稚園・保育園の適正化等の目的は、子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現することです。

少子化や人口減少が進行するとともに、幼児教育・保育に対する市民ニーズが多様化する中、社会動態や保育需要の変化に適応し、地域性等にも配慮した、持続可能で質の高い幼児教育・保育を実現していくため、今後の市立幼稚園・保育園の方向性（考え方）を示す方針を策定します。

〈基本理念〉質の高い幼児教育・保育を、官民が連携し、地域の実情に合わせ、持続的に提供する。

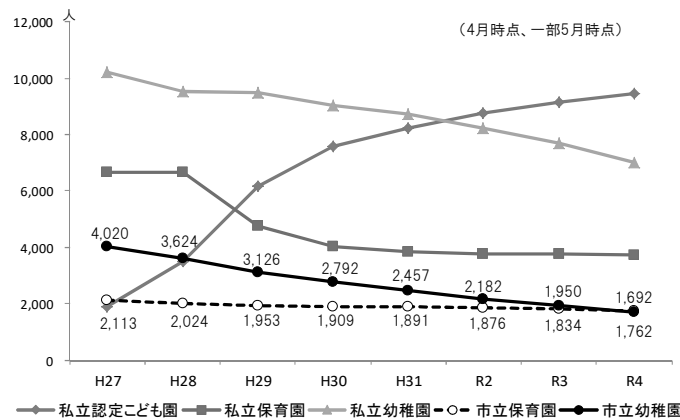
## 2 就学前施設の現状

### (1) 就学前施設定員と人口、待機児童数の推移



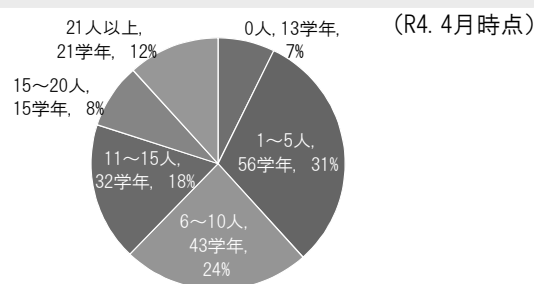
- 保育所の施設整備等により定員は年々拡大しています。
- 令和3年、4年の4月時点の保育所等利用待機児童数はゼロとなりました。

### (2) 施設種類別の園児数の推移



- 市立幼稚園の園児数は平成27年から令和4年までの7年間で半数以下に減少しています。

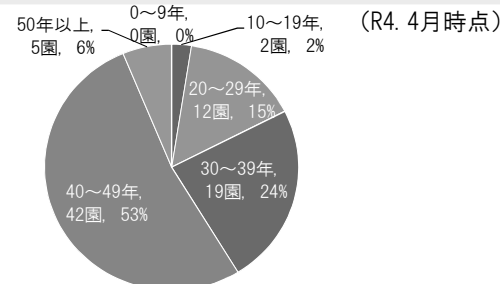
### (3) 市立幼稚園1学年あたりの園児数



【市立幼稚園（60園180学年 休園含む）】

- 園児数10人以下の学年が6割以上あり、小規模化しています。

### (4) 市立幼稚園・保育園施設の築年数



【市立幼稚園（60園）保育園（20園）】

- 築後40年以上の施設は全体の約6割あり、老朽化が進んでいます。

## 3 課題

- 市立幼稚園は、園児数が大幅に減少し、集団での学びと持続可能な運営が難しくなっている園が増加しています。
- 市立保育園は、今後、少子化の進行により園児数の減少が予想されており、保育需要に合わせた定員の適正化が必要です。
- ライフスタイルの多様化や子育てに対する価値観の変化などにより、市立幼稚園・保育園の現状（制度・施設など）が現在の保護者のニーズに答えられていない部分があります。
- 市立幼稚園・保育園ともに施設の老朽化が進んでおり、子供たちの安全・安心と快適な環境を確保するためには、施設の改修が必要です。
- 都市部と中山間地域では、幼児教育・保育の提供体制等の実情が大きく異なっています。

## 4 基本方針

### (1) 提供体制の確保

※ 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方は「6」を参照

- 「集団での学び」の充実を図るため、規模適正化に努めます。
  - 1学年（3歳児以上）15人以上の園児の確保を目指し、統廃合などを検討します。
  - 保育需要や既存施設の保育環境に合わせた、適正な定員の設定に努めます。
- 中学校区をエリアとし、地域の市立幼稚園・保育園の拠点となる園（拠点園）を設定します。
  - 市立幼稚園・保育園の中から、運営継続が想定される「拠点園」を設定します。
- 多様な市民ニーズや地域の実情などを踏まえ、「認定こども園」の設置を検討します。
  - 地域の実情や保護者などのニーズ、施設の状況などを踏まえ、認定こども園への移行が合理的と判断した場合には、既存の市立幼稚園・保育園の「認定こども園化」を検討します。

### (2) 運営の充実

- 市立幼稚園・保育園に期待される役割を意識した運営に取り組みます。
  - 浜松市教育総合計画など、市の施策に基づく教育・保育を実践します。
  - 地域への愛着を育む教育・保育を実践するとともに、私立園を含め、小学校との連携・接続を推進します。
  - 研修や指導訪問の充実などにより、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図ります。
  - 支援を必要とする子供や外国にルーツを持つ子供たちが、共に学び成長できる幼児教育・保育を推進します。
  - 災害時の拠点としての機能強化を図ります。
- 社会環境の変化に対応した運営を推進します。
  - 拠点園の預かり保育や一時預かり事業などを充実します。
- 拠点園の中から、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を設定します。
  - 私立園を含む地域の幼児教育・保育の連携を推進する役割を担い、幼児教育・保育に関する情報発信を行います。
  - 地域の子育て支援機能（未就園児への支援など）を充実します。

### (3) 施設の整備

- 計画的な施設修繕に取り組みます。
  - 大規模改修などによる施設の長寿命化を図ります。
  - 予防保全による計画的な施設の保全・維持を図ります。
- 統廃合などに合わせ、効率的・効果的な整備方法を検討します。
  - 拠点園に必要な機能を踏まえた整備に努めます。
  - 既存施設の活用を優先しますが、統廃合や認定こども園化に伴い必要性が生じた場合には、移転や新設を検討します。
  - 施設の複合化（学校等との施設の一体化など）を検討します。
- 環境等に配慮した整備を推進します。
  - 利用者に配慮したバリアフリー化や、環境に配慮した省電力化などを検討します。

## 5 地域（中学校区）ごとの適正化等の進め方 ～ 標準モデル ～

### (1) 市立幼稚園・保育園の両方がある地域

- ・原則1園を拠点園に設定します。（幼稚園・保育園それぞれに設定する場合があります。）
- ・園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園等との統廃合を検討します。
- ・統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。

### (2) 市立幼稚園のみの地域

- ・原則1園を拠点園に設定します。
- ・園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園等との統廃合を検討します。
- ・統廃合に合わせ、預かり保育を充実します。

### (3) 市立保育園のみの地域

- ・原則1園を拠点園に設定します。
- ・園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園との統廃合を検討します。
- ・統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。

### (4) 市立幼稚園・保育園がない地域

- ・拠点園は設定しません。
- ※ 私立園による幼児教育・保育の提供が難しくなった場合には、提供体制について検討します。

## 6 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方

### (1) 規模適正化

<統廃合検討開始の目安>

- ・4月1日時点の1学年(3歳児)の園児数が、2年続けて「5人未満」となったとき
- ・統廃合に関して、保護者及び地域の合意があり、保護者及び地域から要望があったとき
- ・地域の就学前施設の状況や人口推計などにより、統廃合することが合理的と判断したとき
- ・施設が老朽化し、建替えまたは建替えに近い規模での改修が必要になったとき

～ 検討の流れ ～

- ① <統廃合検討開始の目安>に該当する園の検討
- ② 地域や市全体の幼児教育・保育の状況などを踏まえ、統廃合の妥当性について検証
- ③ 保護者、地元自治会、地域内の私立園など関係者との調整(統廃合の時期、統廃合後の通園支援や跡地利用などについて意見交換)
- ④ 議会、区協議会への説明
- ⑤ 統廃合の決定

### (2) 拠点園の設定

- ・拠点園を、中学校区に原則1園設定します。※
- ・拠点園は、原則、運営を継続します。
- ・地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担うモデル園を拠点園の中から設定し、効果や課題などを検証します。

- ※ 幼稚園と保育園の双方がある中学校区は、それぞれに拠点園を設定する場合があります。
- ※ 私立園が地域の需要を十分カバーできている中学校区については、拠点園を設定しない場合があります。
- ※ 小規模園(全園児15人以下程度)は、拠点園に設定しない場合があります。

～ 拠点園選定の視点 ～

- ✓ 他園と比べて園児数が多く、将来的にも減少見込みが少ない。
- ✓ 十分な部屋数があるなど、施設の機能が整っている。
- ✓ 他園と比べて施設の状態が良い。
- ✓ 利便性の高い場所に立地している。
- ✓ ハザードマップなどから、災害等で被災する可能性が低い。
- ✓ 借地がない。 など

## (3) 認定こども園化

- ・認定こども園の設置や移行は、幼稚園と保育園の統合や、保育園の認定こども園化を基本とします。
- ・幼稚園の認定こども園化は、保育需要や私立園の需給状況を十分に検証し慎重に検討します。
- ・認定こども園化にあたっては、効果や課題などを検証し、今後の拡大について検討します。

## 7 方針運用にあたっての配慮事項等

### (1) 地域性への配慮

- ・中山間地域などの地理的要因や過去の統廃合などの状況を考慮するとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら、慎重に統廃合を検討します。
- ・統廃合が難しい園においては、集団での学びを補完するため、他園や小学校との交流事業などの充実を図ります。

### (2) 統廃合への配慮

- ・統廃合にあたっては、運営の擦り合わせなどを行う十分な期間を確保するとともに、統廃合後スムーズに園生活を送ることができるよう、交流事業などを実施します。
- ・統廃合により閉園する際には、在園児の保護者などの意向を確認したうえで、新入園児の募集停止や閉園する時期などを決定します。
- ・統廃合により、著しく通園が不便になる地域については、園児の心身の負担などを考慮したうえで通園バスによる送迎などを検討します。
- ・統合後は、保護者などへのアンケート調査を行い、園の状況などの把握に努めます。

### (3) 私立園との連携

- ・定員変更や施設整備などにあたっては、私立園に及ぼす影響などを考慮します。
- ・幼児教育・保育に関する情報交換や合同研修など、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を中心に私立園と市立園の連携を促進します。

### (4) その他

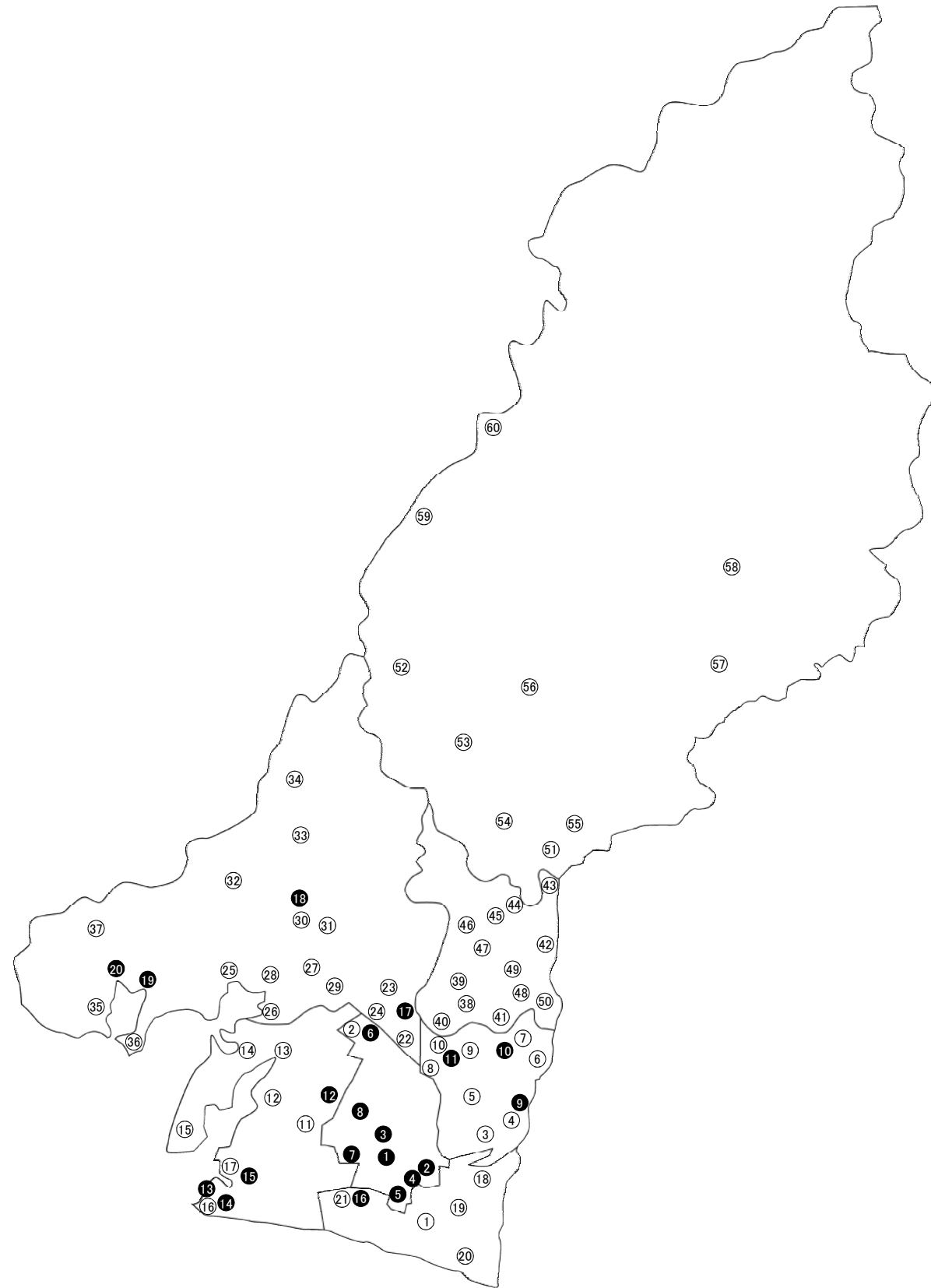
- ・少子化による園児数の減少や、幼稚園教諭・保育士等の確保がさらに難しくなることを踏まえ、持続可能で効率的・効果的な幼児教育・保育の提供体制の整備に努めます。
- ・この方針は、就学前施設に係る制度改正や社会環境の変化に合わせ、必要に応じて見直しを検討します。

## 8 スケジュール

作業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
(1) 方針の運用等	完成	進捗管理、必要に応じて内容の見直し			
(2) 統廃合等による適正規模の確保等	統廃合に関する検討・調整・実施				
(3) 拠点園の設定	選定・決定	必要に応じて見直し			
(4) 地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園(モデル園)の設定、効果・課題の検証	選定・決定	実施、効果・課題の検証	本格実施		
(5) 市立認定こども園化の検討、選定、効果・課題の検証	選定・決定・準備	開設、効果・課題の検証	本格実施		
(6) 市立幼稚園・保育園の各種制度や実施園の見直し(預かり保育、発達支援など)	検討・決定	実施、進捗管理、必要に応じて内容・実施園の見直し			
(7) 施設の修繕等に関する計画	検討・策定	実施、進捗管理、必要に応じて内容・実施園の見直し			



# 【参考】浜松市立幼稚園・保育園 位置図



市立幼稚園	園児数	市立保育園		中学校区
		園児数	園児数	
① 白脇幼稚園	42	① 鴨江保育園	100	1 西部中
		② 寺島保育園	116	2 南部中
		③ 西保育園	76	3 北部中
② 花川幼稚園	7	④ 南保育園	99	4 中部中
		⑤ 江西保育園	89	5 八幡中
		⑥ 花川保育園	63	6 曳馬中
③ 和田幼稚園	16	⑦ 佐鳴台保育園	121	7 江西中
		⑧ 権現谷保育園	121	8 蛭塚中
		⑨ 中ノ町保育園	73	9 高台中
④ 中ノ町幼稚園	36	⑩ 笠井保育園	72	10 開成中
⑤ 与進幼稚園	59	⑪ 積志保育園	86	11 佐鳴台中
⑥ 豊西幼稚園	59	⑫ 神田原保育園	71	12 富塚中
⑦ 笠井幼稚園	55	⑬ 神久呂保育園	71	13 天竜中
⑧ 有玉幼稚園	25	⑭ 舞阪第1保育園	48	14 与進中
⑨ 万斛幼稚園	46	⑮ 舞阪第2保育園	54	15 笠井中
⑩ 橋爪幼稚園	66	⑯ 雄踏保育園	125	16 積志中
⑪ 神久呂幼稚園	29	⑰ 雄踏保育園	125	17 丸塚中
⑫ 伊佐見幼稚園	13	⑱ 芳川幼稚園	21	18 中郡中
⑬ 和地幼稚園	9	⑲ 南の星幼稚園	20	19 神久呂中
⑭ 北庄内幼稚園	22	⑳ 可美幼稚園	60	20 入野中
⑮ 村檜幼稚園	17	㉑ 可美保育園	138	21 湖東中
⑯ 舞阪幼稚園	4			22 篠原中
⑰ 雄踏幼稚園	77			23 庄内中
⑱ 飯田幼稚園	12			24 舞阪中
⑲ 芳川幼稚園	21			25 雄踏中
⑳ 南の星幼稚園	20			26 東部中
㉑ 可美幼稚園	60			27 新津中
				28 南陽中
				29 江南中
				30 東陽中
				31 可美中

園児数: 令和4年4月1日現在

市立幼稚園	園児数	市立保育園		中学校区
		園児数	園児数	
㉒ 初生幼稚園	45			32 北星中
㉓ 豊岡幼稚園	28	㉑ 三方原保育園	80	33 都田中
㉔ 三方原幼稚園	20			34 三方原中
㉕ 西気賀幼稚園	5			35 細江中
㉖ 伊目幼稚園	11			
㉗ 中川幼稚園	44			
㉘ 中央幼稚園	14			36 引佐南部中
㉙ 高台幼稚園	20			
㉚ 引佐幼稚園	74	㉒ 引佐保育園	72	
㉛ 金指幼稚園	4			37 引佐北部中
㉜ 奥山幼稚園	16			
㉝ 伊平幼稚園	6			
㉞ 引佐北部みさと幼稚園	10			38 三ヶ日中
㉟ 尾奈幼稚園	31	㉓ 都筑保育園	59	
㊱ 大崎幼稚園	17	㉔ 三ヶ日保育園	99	
㊲ 平山幼稚園	12			39 浜名中
㊳ 小松幼稚園	49			
㊴ 平口幼稚園	6			
㊵ 内野幼稚園	32			40 北浜中
㊶ 北浜南幼稚園	40			
㊷ 中瀬幼稚園	91			
㊸ 上島幼稚園	22			41 浜北北部中
㊹ 赤佐幼稚園	52			
㊺ 赤佐西幼稚園	34			
㊻ 宮口幼稚園	46			42 亀玉中
㊼ 新原幼稚園	23			
㊽ 北浜中央幼稚園	47			
㊾ 北浜北幼稚園	19			43 北浜東部中
㊿ 北浜東幼稚園	25			
㉑ 二俣幼稚園	30			
㉒ 熊幼稚園	5			44 清竜中
㉓ 上阿多古幼稚園	8			
㉔ 下阿多古幼稚園	13			
㉕ 光明幼稚園	66			45 光が丘中
㉖ 竜川幼稚園(休園)	0			
㉗ 犬居幼稚園	8			
㉘ 気田幼稚園	17			46 春野中
㉙ 浦川幼稚園(休園)	0			
㉚ 佐久間幼稚園	7			
㉛ 浦川幼稚園(休園)	0			47 水窪中
㉜ 佐久間幼稚園	7			
㉝ 佐久間幼稚園	7			
60園	1,692	20園	1,762	48校(分校除く)

※ 幼稚園・保育園の所在地から中学校区を整理

# 浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案） 用語解説

## 1 浜松市の就学前施設（令和4年4月1日時点、認可外保育施設除く）

施設種類	市立	私立	合計
幼稚園	60 ※	41	101
保育所（保育園）	20	43	63
認定こども園	—	74	74
その他 ※	—	64	64
合計	80	222	302

※ 市立幼稚園の施設数には、休園中の2園を含む。

※ その他は、「小規模保育事業（53）」及び「事業所内保育事業（11）」

### （1）幼稚園

- ・ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。
- ・ 浜松市立幼稚園では、3歳児から5歳児までが対象。

### （2）保育所（保育園）

- ・ 保護者が就労等により子供を保育できない場合、保護者に代わって保育を行う施設。
- ・ 0歳児から5歳児までの子供が対象。

### （3）認定こども園

- ・ 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設。
- ・ 0歳児から5歳児までの子供が対象。

※ 各園の違いについては、子育て情報サイト「ぴっぴ」の「認定こども園・幼稚園・保育園の違い」をご参照ください。



## 2 統廃合

- ・ 園児数の減少などにより、園同士を統合したり、閉園したりすること。
- ・ 統廃合には、他園に吸収される形で閉園する場合や、複数の園を閉園し、新たな園を設置する場合など、様々なケースが想定される。

## 3 預かり保育

- ・ 幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児を預かる保育のこと。
- ・ 本市の市立幼稚園では、令和4年度、休園中2園を除く58園のうち、22園が実施しており、実施日や実施時間は園ごとに異なる。

#### 4 一時預かり事業

- ・ 妊娠や出産、入院等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児に対し、保育所などにおいて、一時的に子供を預かり、必要な保育を行うこと。
- ・ 本市の市立保育園では、令和4年度、全園において実施している。

#### 5 未就園児

- ・ 保育所や幼稚園、認定こども園などの就学前施設に通っていない就学前の子供のこと。

#### 6 予防保全

- ・ 施設や設備などに不具合が生じる前に、あらかじめ改修などを行い、機能や性能を維持すること。
- ・ 日常点検や法定点検、定期的な劣化調査の実施により劣化状況を把握したうえで、計画的な改修を行う。

# パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針(案)
意見募集期間	令和5年2月15日(水)～令和5年3月16日(木)
意見欄	

- ・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 幼児教育・保育課あて  
住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2  
FAX : 053-457-2039  
E-mail : [youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## ～どうやって意見を書いたらいいの？～

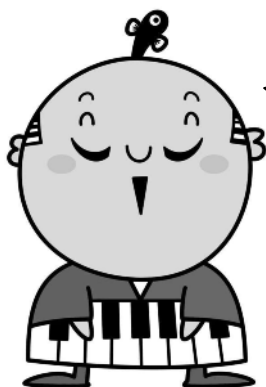
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

### <書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名  
家康くん



皆さんからの  
ご意見  
お待ちしております  
おるのじゃ！

©浜松市

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項											
件 名	令和5年度南区地域力向上事業（助成事業）の提案について											
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業とは、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特徴を活かした事業や課題を解決する事業である。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p> <p>浜松市地域力向上事業実施要綱第8条第1項に基づき、助成事業の採択に当たっては、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定する。</p>											
対象の区協議会	南区協議会											
内 容	<p>応募のあった事業提案の採択に当たって、区協議会の意見を伺うもの。 &lt;提案事業&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業名</th> <th>提案団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ビーチバレーボール聖地化への競技人口拡大事業 2024 Sanctuary 計画(2023年度)</td> <td>浜松市ビーチバレーボール連盟</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>スポーツ寺子屋 in 遠州灘海浜公園 -風車公園-</td> <td>スポーツ寺子屋 in 遠州灘海浜公園 プロジェクト</td> </tr> </tbody> </table>			No.	事業名	提案団体	1	ビーチバレーボール聖地化への競技人口拡大事業 2024 Sanctuary 計画(2023年度)	浜松市ビーチバレーボール連盟	2	スポーツ寺子屋 in 遠州灘海浜公園 -風車公園-	スポーツ寺子屋 in 遠州灘海浜公園 プロジェクト
No.	事業名	提案団体										
1	ビーチバレーボール聖地化への競技人口拡大事業 2024 Sanctuary 計画(2023年度)	浜松市ビーチバレーボール連盟										
2	スポーツ寺子屋 in 遠州灘海浜公園 -風車公園-	スポーツ寺子屋 in 遠州灘海浜公園 プロジェクト										
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	区協議会での意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体へ選考結果通知書を通ずる。											
担当課	南区区振興課	担当者	森田・二橋      電話      425-1120									

事業提案書

令和 5年 1月 31日

（あて先）浜松市長

所在地 浜松市東区子安町 306-8-202

団体の名称 浜松市ビーチバレーボール連盟

代表者役職・  
氏名 理事長 杉山幸子

連絡先 TEL

次のとおり、事業を提案します。

事業名	ビーチバレーボール聖地化への競技人口拡大事業 2024 Sanctuary 計画（2023年度）
実施時期	令和5年4月 ～ 令和5年8月
実施場所	遠州灘海浜公園江之島ビーチコート
概算事業費	1,755,520円
参加予定人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聖地浜松杯 団体スタッフ延べ170名 参加者最大 128名（選手64名監督コーチ64名） 交流イベント50名</li> <li>・浜松市長杯 団体スタッフ 5名 参加者 最大288名（選手128名監督コーチ128名）</li> </ul>
事業の目的	浜松市が進める日本最大規模のビーチコート完成に合わせ、ビーチバレーボールの競技人口を拡大させる。 浜松市南区を日本一ビーチバレーボールが盛んな地域にし、名実ともにビーチバレーボールの聖地化をめざす。
事業の内容 (事業の対象や手法などを具体的に記入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JBV シリーズ【聖地 浜松杯】&lt;4月22日23日開催予定&gt; 日本のトップランキング選手 16チームによる大会の開催 2023年度ビーチバレーシーズンの開幕戦として行う。 参加選手と浜松市中高生との交流イベントを併催 雨天でも実施可能な内容をJBV、選手会と検討</li> <li>・市内中高生を対象とした大会（浜松市長杯）6月から8月に開催予定</li> </ul>
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松市の掲げるビーチ・マリンスポーツの聖地化の取り組みを、市民及び全国のビーチバレーボール関係者に伝える一助となる。 トップ選手の参加が期待でき、浜松からアジアへ羽搏く『出世』の大会として浜松市のPRが期待できる。</li> <li>・交流イベント及び観戦を通し、中高生にビーチバレーボールの楽しさを体験してもらいビーチバレーボールに興味を持ってもらう契機となる。</li> <li>・浜松市長杯を通じビーチバレーボールを楽しむ機会を創り、次代を担う競技者の競技人口を拡大させる。</li> </ul>
備考	

<事業提案にあたっての確認事項>

提案を行う事業について、該当する□にチェックを入れてください。

<input checked="checked" type="checkbox"/> 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業ではありません。
<input checked="checked" type="checkbox"/> 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが、団体の役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）ではありません。
<input checked="checked" type="checkbox"/> 公序良俗に反する事業ではありません。
<input checked="checked" type="checkbox"/> 浜松市の他の補助金等の支援を受ける見込みは <input checked="checked" type="checkbox"/> ありません <input type="checkbox"/> あります（補助金等名称： _____ )
<input checked="checked" type="checkbox"/> 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける見込みは <input checked="checked" type="checkbox"/> ありません <input type="checkbox"/> あります（補助金等名称： _____ )
<input checked="checked" type="checkbox"/> 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業ではありません。
<input checked="checked" type="checkbox"/> 同様の提案を他区に行って <input checked="checked" type="checkbox"/> いません <input type="checkbox"/> います（提案を行った区： _____ 区 事業名称： _____ )
<input checked="checked" type="checkbox"/> 給与所得者を雇用する事業者ですか。 <input type="checkbox"/> はい⇒市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書を併せて提出してください。 <input checked="checked" type="checkbox"/> いいえ



第2号様式 (第6条関係)

収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金	351,000	地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
参加料	464,000	聖地浜松杯 320,000 円、浜松市長杯 144,000 円
自己資金・協賛金	940,520	
計	1,755,520	

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)	
報償費	701,000	県内審判員謝礼 (5,000 円×25 人×2 日=250,000 円) 競技及び運営委員謝礼 (5,000 円×25 人×2 日=250,000 円) 中高生コートオフィシャル (10,000 円×4 校×2 日=80,000 円) 市長杯審判他 (5,000 円×5 人=25,000 円) 県外審判員謝礼 (3,000 円×16 人×2 日=96,000 円)	
賃金	176,520	前日準備及び当日運営スタッフ (913 円×8 時間×5 人=36,520 円) 救護スタッフ (30,000 円×2 日=60,000 円) コートアナウンサー (40,000 円×2 日=80,000 円)	
旅費・宿泊費	192,000	県外審判員宿泊費 (6,000 円×2 泊×16 人=192,000 円)	
需用費	消耗品費	148,000	試合球 (6,300 円×20 個=126,000 円) 市長杯賞品 (1,000 円×12 個=12,000 円) 救急治療品 (テーピング、絆創膏) 及びアルコール消毒 10,000 円
	食糧費	65,000	熱中症対策飲料 65,000 円
委託費	160,000	事業看板製作費 160,000 円	
使用料及び賃借料	313,000	会場使用料 聖地杯 49,500 円 市長杯 13,500 円 レンタル代 (聖地杯) テント他 250,000 円	
計	1,755,520	※助成金対象外 賞金 200,000 円、弁当代 (800 円×165 個=132,000 円)、県外審判員旅費	

第3号様式（第6条関係）

団体の概要書

団体名	浜松市ビーチバレーボール連盟		
事務所の所在地	〒435-0015 浜松市東区子安町 306-8 カルムシャンブル 202 ( 専用事務所 ・ 居兼用住 ・ その他 )		
	電 話		F A X
	ホームページ		
代表者役職・氏名	理事長 杉山幸子		
担当者連絡先	氏 名	池谷 英丈	
	電 話		
	F A X		
	Eメール		
設立年月日	2019年12月5日		
会員数	20人		
団体の目的	<p>ビーチバレーボールの普及、振興を図り、浜松市のビーチ・マリンスポーツの発展に寄与する。</p> <p>上記の目的のために次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーチバレーボールの普及、振興のための事業</li> <li>・ビーチバレーボールの大会の開催と大会誘致のための事業</li> <li>・その他ビーチバレーボールに関する事業</li> </ul>		
主な活動内容	<p>2022年活動実績 JBV シリーズ聖地浜松杯 浜松市長杯 JBV 公認大会 Jr 練習会 全国中学生ビーチバレーボール選手権静岡県予選</p>		

※必要に応じて、団体の詳細がわかる資料を別途添付

(あて先) 浜松市長

所在地 浜松市中区千歳町91-1  
遠鉄モール街ビル Any  
株式会社 TOMORUN 内

団体の名称 スポーツ寺子屋 in 遠州灘海浜公園  
プロジェクト

代表者役職・氏名 中川 智博

連絡先 TEL

次のとおり、事業を提案します。

事業名	スポーツ寺子屋 in 遠州灘海浜公園-風車公園-
実施時期	令和5年4月1日～令和6年3月31日
実施場所	遠州灘海浜公園-風車公園-
概算事業費	1,295,000円
参加予定人数	のべ960名（月80名）
事業の目的	2年目となる寺子屋@遠州灘を軌道に乗せ、更なるスポーツをツールとした公共施設・地域拠点の文化的価値向上を図る。 1. 子供、親子の定期的なスポーツ機会を創出する。（スポーツ振興） 2. 定期的な活動を通じて、来園者の定着、愛着(=ロイヤリティ)創出を図る。 3. SNSによる情報発信により、南区・遠州灘の魅力为全国へ発信する。
事業の内容 (事業の対象や手法などを具体的に記入)	<p>■スポーツ教室の定期実施 実施日：毎月第2、第4土曜日 午前中 / 遠州灘海浜公園 風車付近を受付 2教室を実施 (9:00～/10:00～) / 45分～60分 予定教室：かけっこ、バスケットボールエクササイズ、公園ヨガ、ボクササイズ、スローエアロビック ※季節、学期(小学校)、来場者のニーズに併せプログラム編成</p> <p>■SNS発信 「スポーツ寺子屋」のSNSコンテンツにより、教室の様子だけではなく、公園の魅力や情報を発信、「遠州灘の魅力」を発信する。</p>
事業効果	(1) 学校体育カリキュラム減少、部活動撤廃によるスポーツ機会の受け皿。 (2) 世代や組織の枠のない、世代の枠を越えた地域コミュニティの醸成。 (3) 定期開催やイベントを通じた「中田島」「遠州灘」の認知向上。 (4) 寺子屋（地域の先生、地域の生徒）制によるスポーツ講師の育成・スポーツ産業の振興のモデル提示
備考	

<事業提案にあたっての確認事項>

提案を行う事業について、該当する□にチェックを入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが、団体の役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/> 公序良俗に反する事業ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/> 浜松市の他の補助金等の支援を受ける見込みは <input type="checkbox"/> ありません <input type="checkbox"/> あります（補助金等名称： _____ ）
<input checked="" type="checkbox"/> 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける見込みは <input type="checkbox"/> ありません <input type="checkbox"/> あります（補助金等名称： _____ ）
<input checked="" type="checkbox"/> 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/> 同様の提案を他区に行って <input type="checkbox"/> いません <input type="checkbox"/> います（提案を行った区： _____ 区 事業名称： _____ ）
<input checked="" type="checkbox"/> 給与所得者を雇用する事業者ですか。 <input type="checkbox"/> はい⇒市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書を併せて提出してください。 <input type="checkbox"/> いいえ

## 第2号様式 (第6条関係)

## 収支予算書

## 1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金	515,000 円	地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
自己資金	300,000 円	株式会社 TOMORUN にて資金投入
会費収入	480,000 円	1 回 500 円(1 教室 20 名 × 2 講座/回 × 月 2 回 × 12 カ月)
計	1,295,000 円	

## 2 支出の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)	
報償費	480,000 円	講師謝礼 10,000 円/回 1 回 2 講師 × 月 2 回実施 × 12 カ月	
需用費	消耗品費用	109,112 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットボール 20,000 円</li> <li>・バスケットリング(ネット、修繕費) 30,000 円 (6,000 円×5 回分)</li> <li>・ヨガマット 20,000 円 (2,000 円×10 本)</li> <li>・テント(破損対応) 15,000 円</li> <li>・文具、消毒、検温など消耗品 24,112 円</li> </ul>
	印刷製本費	150,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ(年 4 回実施 / 3 カ月毎) 5000 枚 @5 円 × 4 回</li> <li>・ポスター 1000 枚 @50 円</li> </ul> ※制作費を含む。
役務費	保険料	30,000 円	傷害保険代 (12 カ月)
	委託料	525,888 円	(時給 913 円 × 週 4 時間 × 4 週 × 12 カ月) × 3 名 (委託先) 株式会社 TOMORUN 企画事業部 ※教室運営業務(現場)、SNS 発信、管理業務 ※昨年度より、従事時間を削減/人数を増加=生産性向上とコストダウンを図る
	計	1,295,000 円	

第3号様式（第6条関係）

団体の概要書

団体名	スポーツ寺子屋 in 遠州灘海浜公園-風車公園-プロジェクト		
事務所の所在地	〒430-0934 浜松市中区千歳町 91-1 遠鉄モール街ビル-Any- 株式会社 TOMORUN 企画事業部 内 ( 専用事務所 ・ 住居兼用 ・ その他 )		
	電 話		F A X
	ホームページ		
代表者役職・氏名	(代表)中川 智博		
担当者連絡先	氏 名	中川 智博	
	電 話		
	F A X		
	Eメール		
設立年月日	2022年1月17日（月） 於:事務所所在地		
会員数	プロジェクトメンバー 3名 代表 中川 智博 委員 高下純一郎（株式会社 TOMORUN 企画事業部チーフディレクター） 委員 山本 昇（南区スポーツ推進委員）		
団体の目的	コロナ禍で公園を含めた公共施設の在り方が問われる中、小中学生のスポーツ機会の喪失ならびに能力低下という課題が浮き彫りになっている。部活動も現在、地域部活への移行が教育委員会やスポーツ行政で行われているが課題も多い。一方で、スポーツ指導従事者に話を聞くと、この課題に社会的責任で参画したいとの声も多い。加えて、コロナ禍で公園利用の価値が再認知されてきており、公共施設としての”公園”の在り方も変わってきている。これら課題に、【公園でのスポーツ教室の定期実施】というスキームで取り組み、新しい時代の流れに沿ったスポーツ振興、地域創生の形を示し、提案していく為、本プロジェクトは活動を行う。		
主な活動内容			

※必要に応じて、団体の詳細がわかる資料を別途添付

## 講師候補者リスト

申請時点（1月31日）で、確保可能な講師を以下の通りにご報告いたします。  
実施に向けては、多様なスポーツ講師の確保に動き、3月までに講師候補を確定させます。

かけっこ	株式会社 TOMORUN * 疋田裕己 (ｽﾌﾟｰﾙｸﾗﾌﾞ OG) * 太田 蒼 (走高跳び 21年静岡1位) ※教員免許資格保持
スローエアロビック	浜松市エアロビック連盟認定講師 「スローエアロビック」は、日本エアロビック連盟が開発した老若男女問わず手軽にできるエクササイズ
ヨガ	安間さや香 (元劇団四季) パークヨガ、津波避難マウンドヨガなど、立地に順じたヨガを実施予定
ボクササイズ	まちなかボクシング&フィットネス 株式会社 Activle 代表取締役 大庭宏之 (最上級A級ライセンス元ボクサー)
バスケットボール	浜松学院大学バスケットボール部 (株式会社 TOMORUN インターン契約)



※津波避難マウンドでのサンセットヨガ



※公園でのかけっこ教室

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	「区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について」に対する答申への対応について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景及び経緯</p> <p>令和4年12月に各区協議会からいただいた答申及び意見・要望に対する市の考え方について、令和5年1月27日に開催した行財政改革・大都市制度調査特別委員会にて、別紙資料を用いて報告し、市議会と当局で共有</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>○令和5年1月27日開催 行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料 「区協議会からの答申について」</p> <p>1 答申 2 意見・要望 3 意見・要望に対する市の考え方</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	区再編推進 事業本部	担当者	川西 亜紀子	電話	457-2123



## 区協議会からの答申について

### 1 答申

令和4年11月諮問「区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について」に対して、全ての区協議会から適切であるとの答申（令和4年12月）をいただいた。

### 2 意見・要望

答申に当たり、西区・北区・天竜区の各区協議会から意見・要望が付されている。

区協	意見・要望
西区	・中央区協議会・西地域分科会の委員定数について、経過措置として、令和8年3月31日までの任期においては、現行の西区協議会の定数である「25人以内」とすること。
	・概ね5年後に見込まれる、行政センター並びに中央福祉事業所及び中央健康づくりセンターの出先グループの職員数は、再編前の西区役所に配置されている職員数（正規職員、再任用職員及び会計年度任用職員）と比較すると34名の減となっているが、災害対応も含め、市民サービスの低下を招かないように努めること。
北区	・区再編後も現在行われている市民サービス・防災対策・災害対応・避難所運営が継続できるよう、適切な人員配置に努めていただきたい。
	・区役所が遠方となる不安払しょくのため、区政担当副市長や区長の積極的な行政センターでのアウトリーチ勤務を検討いただきたい。
	・デジタルの活用とともに、区役所職員の行政センターや支所、協働センターでの出張受付の実施など、住民に身近な場所での寄り添ったサービスの向上に努めていただきたい。
	・「姫様道中」「いなさ人形劇まつり」「三ヶ日花火大会」など区大事業に対して、区再編後も継続して支援をいただきたい。
天竜区	・再編後において、現北区として培われてきた特色を尊重するとともに、区の一体感の醸成や融和を図るための施策について、積極的に取り組むことを希望する。
	・天竜区協議会の委員定数について、経過措置として、令和8年3月31日までの任期においては、現行の天竜区協議会の定数25人以内とすること。
天竜区	・組織・人員配置の見直しにより、市民サービスが低下しないよう努めること。また、防災対策・災害対応・避難所運営について、地域性を考慮した適切な人員配置に努めること。

### 3 意見・要望に対する市の考え方

- ・ 区協議会の委員定数については、条例に経過措置の規定を設ける。
- ・ 市民サービス等については、区再編後も同じ行政サービスを維持するとともに、デジタルの活用や区長等のアウトリーチにも積極的に取り組んでいく。
- ・ まちづくりについては、区再編にかかわらず、これまでの取組を尊重しながら、地域の特性を活かし進めていく。